

広島県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第
十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十七号の様式備考を次のとおり改める。

備考

- 1 記載面には，記載の便のため淡青色のけいを引くものとする。
- 2 記載面の外に，必要に応じて注意書きを加えることができる。
- 3 候補者の氏名記載欄，候補者の写真掲載欄及び候補者の政見，経歴等の記載欄の規格は，おおむね次のとおりとする。

区分	知事の選挙		その他の選挙	
	縦 〔メートル〕	横 〔メートル〕	縦 〔メートル〕	横 〔メートル〕
候補者の氏名記載欄	12.5	6	10.5	4.5
候補者の写真掲載欄	12.5	6	10.5	4.5
候補者の政見，経歴等の記載欄	12.5	24	10.5	27

附 則

この規程は、公布の日から施行する。